

令和5年度第6回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年 9月12日(火) 午後1時30分から午後3時20分

2. 開催場所 鳥取市人権交流プラザ 3階 大ホール

3. 出席委員 (17名)

会長	8番	濱田 香	会長職務代理者	6番	田 渕	緑
委員	1番	福田 淳一郎	委員	12番	山本 暁子	
〃	2番	中村 精	〃	13番	藏内 敏博	
〃	3番	山田 準二	〃	14番	石谷 隆	
〃			〃			
〃	5番	建部 憲二	〃	16番	竹森 潔	
〃	7番	小林 照美	〃	17番	福安 修	
〃	9番	小林 光徳	〃	18番	岩永 正司	
〃	10番	下田 義男	〃	19番	川上 信温	
〃	11番	河毛 早苗				

4. 欠席委員 (2名)

委員	4番	砂川 重雄	委員	15番	柳田 和廣	
----	----	-------	----	-----	-------	--

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員：13名)

せんだい	有田 裕	福部町	谷口 泰彦
せんだい	森本 寿夫	河原町	梶川 和生
高草	前田 洋	河原町	山口 晃博
湖南	森 清美	用瀬町	西村 勝
湖南	福田 幸司	用瀬町	池本 和明
湖東	佐々木 文仁	気高町	田中 清晴
国府町	山脇 隆		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第 34号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 35号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 36号	非農地証明について
議案第 37号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第 38号	鳥取市農用地利用集積等促進計画について
議案第 39号	農地転用事業計画変更申請について

第3 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について
- (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (5) 農地の形状変更届出書の受理について
- (6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 広谷局長補佐 堀係長 坂本主任 小出主事

8. 会議内容

	開会：午後1時30分
事務局 長	ただ今から、令和5年度第6回鳥取市農業委員会総会を開会します。 農業委員会憲章の唱和は省略します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
事務局 長	まず、定足数の確認ですが、本日は議席番号4番の砂川委員、15番の柳田委員から欠席の報告がありました。19名中17名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号3番 山田委員、5番 建部委員をお願いします。
議長	それでは、議事に入ります。議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号29番は、用瀬町別府で贈与による所有権移転、 整理番号30番は、服部で贈与による所有権移転となります。 2件とも親子間の贈与による所有権移転です。 すべての申請が、農地法第3条第2項各号の許可をすることができない事項に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。
議長	それでは、整理番号29番を審議します。担当推進委員、池本委員の報告をお願いします。
池本委員	8月30日、事務局2名、用瀬の委員3名で現地確認を行いました。 親から子への移転ということで、何の問題もないと判断しております。
議長	引き続きまして、担当農業委員、小林(照)委員の報告をお願いします。
小林(照)委員	ただ今、推進委員の報告があつたとおりです。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号29番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号30番を審議します。担当推進委員、前田委員の報告をお願いします。
前田委員	本件は、6月、前のメンバーで了解を得た案件でしたが、一筆漏れていた案件です。 メンバーが変わっているので繰り返しますと、譲渡人は、近くの農家の農地を引き受けられて、担い手の一人であります。 75歳ということで、これからいつまでも続けられないということで、自分の所有

		<p>している農地を同居している子供さんに譲り渡すという案件です。 この譲り渡しの案件は、状況は変わっていませんので、全く問題のないところで す。</p>
議	長	引き続き、担当農業委員、中村委員の報告をお願いします。
中	村 委 員	ただ今、前田推進委員の報告したとおりです。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号30番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と します。事務局の説明をお願いします。
事	務 局	<p>一時転用の整理番号4番の1件でございます。 一時転用の整理番号4番、申請地は用瀬町赤波、転用目的は工事用資材置場・仮設 事務所、一時転用期間は、許可日から3ヶ月間、農地区分は、農用地区域内農地、許 可根拠は一時転用です。</p>
議	長	一時転用の整理番号4番を審議します。担当推進委員、西村委員の報告をお願いします。
西	村 委 員	8月30日に委員3名と関係者2名で確認を行いました。公共工事における一時転 用であり、問題はありませんでした。
議	長	引き続き、担当農業委員、小林(照)委員の報告をお願いします。
小	林(照)委員	西村推進委員の報告したとおりです。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 一時転用の整理番号4番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございま せんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終わります。 引き続き議案第36号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお 願いします。
事	務 局	整理番号62番から78番までの全部で17件となります。申請地、申請者、事 由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議	長	整理番号62番を審議します。担当推進委員、田中(清)委員の報告をお願いします。

		す。
田中(清)委員		9月4日に農業委員と事務局の3名で現地確認をしました。申請地は、住宅敷地として隣接地と一体的に宅地として利用されています。こちらの隣接地の住宅は昭和42年に新築されており、宅地として20年以上経過しておりますし、住宅地の中でするので、問題ないと判断しました。以上です。
議 長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		無いようですので、採決に移ります。 整理番号62番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号63番を審議します。担当推進委員、池本委員の報告をお願いします。
池 本 委 員		8月30日に農業委員1名、推進委員2名、事務局1名の4名で現地確認をしました。申請地の宅地以外の6筆はすべて原野化しております。非農地証明申請で問題ないと判断しました。
議 長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		無いようですので、採決に移ります。 整理番号63番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号64番と65番を一括で審議します。担当推進委員、福田(幸)委員の報告をお願いします。
福田(幸)委員		8月31日に農業委員1名、推進委員3名、事務局2名の合計6名で現地確認をしました。申請地には以前、作業場が建ててありましたが、現在は壊されて更地となっております。資材置場や駐車場として利用されていたようで、周辺の農地にも問題がないと判断しましたので、ご審議よろしくをお願いします。
議 長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		無いようですので、採決に移ります。 整理番号64番と65番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号66番を審議します。担当推進委員、森委員の報告をお願いします。
森 委 員		8月31日に農業委員と事務局の3名で現地確認をしました。申請地の所有者は県外に移住しているため管理できていません。1筆目は、30年以上前に倉庫を建築し宅地として利用しております。もう1筆は、昭和48年頃から集落の広場として多目的に利用されております。両申請地とも、民家に囲まれている場所であり、問題ないと判断しました。

議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号66番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号67番を審議します。担当推進委員、梶川委員の報告をお願いします。
梶川委員		9月4日に農業委員と事務局、申請者の合計4名で現地確認をしました。申請地の周辺は、平成5年に圃場整備事業を行った場所です。その時、申請地に隣接する用水路の改修も行ったため、申請地は残土置場となっていました。その後、業者が農地に復元しないまま返還したもので、今日に至っております。以上です。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号67番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号68番を審議します。担当推進委員、山脇委員の報告をお願いします。
山脇委員		9月1日に農業委員と事務局の3名で現地確認をしました。申請地は、住宅の横の土地になります。20年以上耕作しておらず、復旧が困難な農地になります。申請人は県外在住ですので、これからもっと荒てくると思われまますので、やむを得ないと判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号68番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号69番を審議します。担当推進委員、森委員の報告をお願いします。
森委員		8月31日に農業委員と事務局の3名で現地確認をしました。申請地は、昭和57年に鳥取市が道路整備のために用地買収した土地になります。全く問題がない土地になります。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号69番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

		整理番号70番を審議します。担当推進委員、谷口（泰）委員の報告をお願いします。
谷口(泰)委員		9月5日に農業委員と事務局の3名で現地確認をしました。申請地は、道路建設工事残土などの客土を行い、水田を畑に転換する計画でしたが、工事が中断したままになっており、長期間耕作放棄されたため自然潰廃した農地で、復旧が困難な土地になります。問題ないと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号70番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号71番を審議します。担当推進委員、有田委員の報告をお願いします。
有田委員		9月5日に農業委員と事務局、申請者の4名で現地確認をしました。申請地は、40年以上前から耕作はしておりません。申請地は急傾斜の真下にある場所で、岩や石ころが落ちてくるそうです。人的被害もありそうな危険な場所ですので、非農地で致し方無いと判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号71番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号72番を審議します。担当推進委員、森本委員の報告をお願いします。
森本委員		9月5日に農業委員及び事務局と3名で現地確認をしました。申請地は、人為的潰廃地で20年以上経過しておりますので、問題はございません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号72番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号73番と74番を一括して審議します。担当推進委員、森本委員の報告をお願いします。
森本委員		9月5日に農業委員及び事務局と3名で現地確認をしました。申請地は、20年以上放置されたような土地になっており、原野化しております。申請通りですので問題はございません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号73番と74番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号75番を審議します。担当推進委員が欠席ですので、農業委員の山田(準)委員の報告をお願いします。
山田(準)委員		9月5日に推進委員と事務局、申請者の4名で現地確認をしました。申請地は以前、親が耕作していたが、高齢になり耕作をやめて草刈管理等はしていたが、親が亡くなって以降は何もしていない状況とのことです。申請者は県外在住のため、非農地証明で妥当だと判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号75番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号76番を審議します。担当推進委員が欠席ですので、農業委員の石谷委員の報告をお願いします。
石谷委員		8月30日に推進委員と事務局、申請者と申請地の隣に住んでおられる方の合計5名で現地確認をしました。申請地は、背丈ほどの雑草が繁茂しており、雑木の立ち木も確認されました。隣接地との段差があり農業機械の進入も難しいことから、農地への復旧は困難であると考えます。45年以上前から耕作しておらず、現在も建物の敷地として利用されており、チェックシートに照らし合わせてみても、非農地証明申請で問題ないと判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号76番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号77番を審議します。担当推進委員が欠席ですので、農業委員の竹森委員の報告をお願いします。
竹森委員		9月1日、推進委員と事務局、申請者夫婦2名の合計5名で現地確認をしました。申請地は、昭和55年頃に建物を建築し、現在も住宅の敷地として利用しているものです。そのような状況ですので、農地に支障を及ぼすような土地ではないため、④人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地と判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議 長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号 77 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号 78 番を審議します。担当推進委員、山口委員の報告をお願いします。
山 口 委 員	9月7日に農業委員と事務局、申請者の4名で現地確認をしました。申請地には、以前から家が建っていました。昭和60年頃に現在の、物置や車庫として利用するようになったとのこと。見た限りでは、現状を農地に復元するのは難しいようです。周辺の農地にも影響ないと判断しました。以上です。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号 78 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認されました。 以上で議案第36号「非農地証明について」を終了します。 続きまして議案第37号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	鳥取市長から、令和5年9月26日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。 利用権を設定しようとするものが、新規 8件、更新 6件、計 14件、面積は、田 12, 192㎡で、畑 7, 347㎡、その他が873㎡となっており、計 20, 412㎡です 権利種別の内訳は、賃借権 4件、使用貸借による権利 10件となっています。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議 長	議案第37号につきまして一括して質疑・意見を伺います。何かありませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので、採決に移ります。 議案第37号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 引き続き、議案第38号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、鳥取市が作成した農用地利用集積等促進計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。 今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田 196, 028㎡、畑 7, 154㎡、樹園地(その他) 9. 57㎡ 総計203, 191. 57㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権 21件、使用貸借による権利 102件の合計 123件となっています。

		農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議	長	一括で質問・意見を受け付けます。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第38号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 引き続き、議案第39号「農地転用事業計画変更申請について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号5番、申請地は伏野、転用目的は砂利採取、変更内容は期間延長です。
議	長	整理番号5番を審議します。担当推進委員、佐々木委員の報告をお願いします。
佐々木委員		9月10日に川上農業委員、村上、山根推進委員と私の4名で現地確認を行いました。計画していた砂の出荷が大幅に減って計画通りにいかなかったため、2回目の期間延長をお願いしたいことです。現状は入口に鉄板が敷いてあり、左右に砂が山盛りにしてありました。重機も近くにあり、水位が高いので、いかだが組んでありました。後日、見に行くと機械は動いておりました。
議	長	引き続き、担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川 上 委 員		佐々木推進委員の報告のとおりで、付け加えることもありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号5番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり承認いたします。 それでは、報告事項に移ります。何か質問・意見はございませんか。
		報告事項 (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について (2) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について (5) 農地の形状変更届出書の受理について (6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議	長	無いようですので、以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和5年度第6回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。
		閉会 午後3時20分